

防火シャッターにおける閉鎖作動時の危害防止対策について

平成17年11月以前に防火シャッターを設置された建築物については、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止装置が付いていないものが多く存在します。避難時等で人が防火シャッターに挟まると大変危険ですので、早期に安全対策を実施しましょう。

背景

過去の小学校における児童死亡事故等を契機に、防火シャッターに関するガイドラインの策定や、建築基準法の改正（平成17年12月1日施行）が行われましたが、それ以後も、京都市で死亡事故が発生しました。そのため、危害防止機構等がない防火シャッターの安全対策が課題となっています。

安全対策

建築基準法施行令及び告示が改正され、平成17年12月1日以降、人が通行する場所に設ける防火シャッターには「危害防止機構等の設置」が義務付けられました。

また、平成10年10月に策定された「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」の中には、既存建築物の安全対策として、以下の対策等が求められています。（詳細は、裏面参照。）

・防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止機構の設置

- ・音声発生装置の設置
- ・注意灯の設置
- ・シャッターへの危険表示
- ・シャッターの降下位置の表示

建築基準法第12条の規定に基づく定期調査報告の「4（28）防火設備 昭和48年建設省告示第2536号第1第一号ロに規定する基準についての適合状況」の調査項目についても、結果の再確認をお願いします。

参考資料等

◆関係法令 建築基準法施行令第112条第14項

（防火区画）

第112条（略）

14 （略）防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

- 一 第1項本文、第2項若しくは第3項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第5項の規定による区画に用いる法第2条第九号の二ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ （略）

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができものであること。

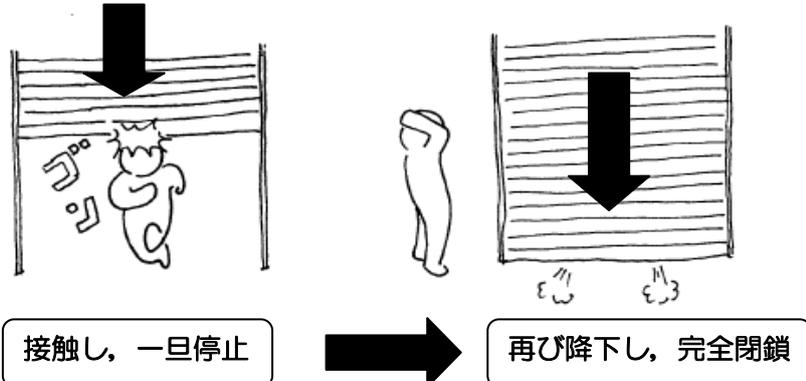
ハ （略）、ニ （略）

◆「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」

（発行 社団法人日本シャッター・ドア協会）電話（03）3288-1281

<http://www.jsd-a.or.jp/publication/shutter.html>

◆既存建築物の防火シャッターにおける主な危害防止対策

	措置の種類	概要
平成17年12月以降義務付け※	防火シャッター閉鎖作動時の危害防止機構等の設置 (自動閉鎖型)	<p>シャッター最下部の座板に感知板を設置し、感知板が人に接触した場合、閉鎖作動を停止する。 その後、人がいなくなった時に、再び降下を開始し、完全に閉鎖する。</p> 
設置が望ましい装置等	音声発生装置の設置	シャッターが降下を開始すると同時にスイッチが入り、閉鎖して停止するまで、継続して危険を知らせる音声を発する。
	注意灯の設置	シャッターが降下を開始すると同時にスイッチが入り、閉鎖して停止するまで、継続して注意灯を点灯する。
	シャッターへの危険表示	シャッター両面の下部部分に、降下中の危険を知らせる文字、イラスト等を目立つようにペイントに描きこむ、又はシール等の貼付けを行う。
	シャッターの降下位置の表示	シャッターの降下位置を表示し、閉鎖作動時の危険に対する注意を平素から常に認識させる。